

～ 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動～

草の根ニュース

基地と主権侵害なくす憲法9条実現政府のために

■本部(東京) :〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001

■電話・ファックス :03-3461-5758 090-4175-2010(平山基生)

■メール :kusanone@world.ocn.ne.jp

■ホームページ :http://www.kusanone.org

■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄・日本から米軍基地をなくす

草の根運動

あなたも3人からの基礎組織 NOBASE 草の根の会を全国に作りましょう！

「沖縄建白書」実行する政府樹立で一致 草の根運動共同代表ら稲嶺進氏（オール沖縄共同代表）と会見

5野党・会派の党首合意=共通政策第4項

「沖縄辺野古米軍新基地建設の即時中止と普天間基地の早期返還・撤去実現」受け



(写真) 沖縄建白書実現政府樹立を進めることで意見が一致した左端中正勇草の根運動共同代表、平田大海会員、オール沖縄共同代表稲嶺進さん、平山知子共同代表（弁護士）=2019年8月20日、名護市の稲嶺進事務所で（平山基生共同代表・事務局長撮影）

2019年8月20日午後、名護市内の稲嶺進事務所で、沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動共同代表・事務局長平山基生さん、同共同代

表平山知子弁護士、同共同代表中正勇さん（沖縄詩人会議会長）、同会員平田大海さんは、稲嶺進前名護市長と面会し歓談しました。

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」(日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より) 活用を!

まず、昨年秋、稻嶺進さんが、草の根運動事務所を訪問され交歓できたことと草の根運動へ入会していただいたことに感謝の言葉を述べました。次に、沖縄建白書を実行する市民と野党の共闘の政権樹立へ向けて、米軍基地をなくす草の根運動運営委員会は運動を開始することを決め、そのための署名運動案を作成したことを報告しました。このような「建白書を実行する政府樹立」について、稻嶺さんは、「ありがとうございます。島ぐるみ会議の正式名称は、『沖縄建白書を実現し未来を拓く島ぐるみ会議』ですから」と述べ強い賛意を述べました。また、島ぐるみ会議は沖縄県内31市町村に結成され、名護の会員は200人になること、稻嶺さんは名護島ぐるみ会議の代表を務めていることも述べ

ました。辺野古新基地工事を中止させる最も確実な道が、安倍政権を退陣させて、沖縄建白書を実行する市民と野党の共闘政府を作ることであることでも意見の一一致を見ました。

稻嶺進さんは、島ぐるみ会議が、辺野古座り込みを支えていること、個人加盟で県内での人数は万を超えることも付け加えました。ただ、市町村の島ぐるみ会議を県全体でまとめてはいないことも語られました。

「沖縄基地本土引き受け」退け

草の根運動共同代表が、新潟での基地引き取り運動の集会で稻嶺進さんが「沖縄基地本土引き取り」という運動には賛成できないことも表明されたことに感謝を述べると、基地引き取り運動には賛成できないことを表明されました。

目 次

草の根運動共同代表ら稻嶺進氏（オール沖縄共同代表）と会見	1 ページ
〔報告〕7.30 草の根運動運営委員会開かれる	3 ページ
〔重要参考資料〕 沖縄建白書	5 ページ
〔提案〕 沖縄建白書を実現する政府樹立請願署名（案）	6 ページ
参議院選挙で考えたこと	
岡山 博	8 ページ
〔詩〕 時空識失調の面々	
中正勇	10 ページ
市民連合と 5 野党・会派の「共通政策」から	11 ページ
〔解説〕 野党共通政策第 4 項で「沖縄建白書」と同趣旨を採用	11 ページ
基地マップ 2 万部増刷を決定	12 ページ
平和散歩 in 横須賀軍港巡り	13 ページ
保育ユニオン 荒井道江	
〔「しんぶん赤旗」基地関連注目記事〕 トランプ氏「安保条約の破棄検討」	14 ページ
横田基地オスプレイ	15 ページ
〔詩〕 黄薔薇	15 ページ
基地引き取ることなんてこんな運動は絶対にするべきではない赤嶺政賢衆議院議員	
アメリカ軍を立川から追い出した立川市民 砂川闘争その後 島田 清作	16 ページ
10 月 2 日 国賠訴訟第 2 回公判 開廷	17 ページ
砂川国家賠償裁判 第 2 回口頭弁論（10/2）傍聴を！	19 ページ
〔参考資料（再再再録）〕 砂川事件第一審東京地方裁判所判決	19 ページ
読者の声 編集後記	21 ページ
	24 ページ

〔報告〕 7.30 草の根運動運営委員会開かれる

2019年7月30日、渋谷の山手マンションにある草の根運動事務局において米軍基地をなくす草の根運動運営委員会が開かれました。参加された運営委員は総勢10名。新潟や仙台、大阪、

福島など全国各地から委員の皆様が参加してくださいました。

委員会ではまず委員の皆様から先に行われた参議院選挙について、委員の皆様の居住地域の

選挙区を中心に分析と総括をしていただきました。

次に、委員会では草の根運動の財政について討議が行われました。その結果、今後事務局が各月ごとにおける運動の収支を文書にまとめて運営委員に公表し委員会でその文書について討議することが決りました。

また委員の一人からは運営委員会で会計の担当者による報告が行われてもよいのではないかという意見や総会においてもっと会計報告を充実させるべきではないかという意見が出されました。

これに続いて会では雑誌の発行について討議されました。討議の中では雑誌発行に向けて実際に印刷会社に作ってもらった見積書をもとに運動の資力に照らして雑誌の発行が可能なのかが真剣に討議されました。その結果、発行はできれば年内を目指しつつもそれができなければ総会までを一つの目安に努力することが承認されました。

その後、懇親会では運営委員の皆様が参議院選挙の話を中心に歓談の時を過ごしました。今回遠路はるばる運営委員会に参加してくださった委員の皆様には感謝御礼申し上げます

「基地をなくすための雑誌」創刊の準備始まる

この度、7月30日の運営委員会において私たち草の根運動が主体となって理論誌を創刊することが承認されました。発行の時期については未定ですが、先ず年内の創刊号の発行を目指し、半年ごとに新刊を発行する予定です。現在時点では印刷にかかるコストなど様々な困難がありますが、現代日本において米軍基地撤去を主題にした雑誌を刊行することの意義は非常に大きいと私共は確信しています。どうぞご期待ください！

日本全国で『横田空域　日米合同委員会でつくられた空の壁』（吉田敏浩著）の読書会を開きましょう

あなたも、ぜひご参加を！

『横田空域　日米合同委員会でつくられた空の壁』（吉田敏浩著）（角川新書）学習会へ
とき 2019年9月30日（月）4-7 時内の30分
ところ 草の根運動事務所（東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001、
☎090-4175-2010）

テキスト『横田空域』（吉田敏浩著）第2章後半

報告者 平山 基生（米軍基地をなくす草の根運動 共同代表・事務局長）



基地なくす政党の機関紙「しんぶん赤旗」「社会新報」 「新社会」などの購読をお勧めします

政治革新の道しるべ、
真実つたえ希望はこぶ

しんぶん赤旗

日刊●月 3497円
日曜版●月 930円



基地引き取ることなんてこんな運動
は絶対にするべきではない

赤嶺政賢衆議院議員(沖縄選出)
東京大学駒場祭講演 『未来は沖縄で始まっている』発言録

これが日本沖縄の心です



基地問題をどう考えるかという一つの考え方として時々ですね、まじめに真剣に考えていることのお話だろうと思ったりするのですけども、沖縄の基地を引き取りたいという話がですね、出たりするんですよね。そういうことをおっしゃって来た時に基地引き取ることなんてこんな運動は絶対にするべきではないということを申し上げています。基地を引き受けるということは主権が適用されない場所あるいは軍隊が入ってくるという意味なんですね。米軍基地というその土地の一角を渡すようなものじゃないんです。米軍基地を作ったら最後、地位協定や米軍の軍事優先の政策によって人権は二の次三の次です。米軍の軍事運用が優先される。（ユーチューブ映像の途中から抜粋）（再録）

アメリカ軍を立川から追い出した立川市民 砂川闘争その後

島田 清作（伊達判決を生かす会共同代表、元立川市議会議員）

砂川闘争が始まって14年目である1968年12月、アメリカ軍は突然、立川基地の拡張計画を中止すると発表した。

それは前号に書いたように、拡張のための土地測量を警察機動隊の暴力的弾圧にも屈せず、反対同盟の農民とそれを支援する労働者、学生、市民の力で阻止したこと、反対同盟の団結を切り崩すための防衛施設庁の執拗な工作を農民と支援者が一体となってはねのけたこと、東京都収用委員会を使っての強制収用を公開審理や裁判所の法廷を闘争の場として弁護団を支えて傍聴席で共に闘ったこと、1967年の東京都知事選挙で「東京から火薬のにおいをなくそう！立川・横田の米軍基地はいらない！」と主張する美濃部革新知事を当選させたことなどが大きな力になったのだった。

基地拡張の展望を失ったアメリカ軍は、1969年11月すべての部隊を隣接する横田基地に移転し、12月1日以降一切の飛行活動は中止となった。アメリカ軍は立川基地からいなくなってしまったのであり、我々はアメリカ軍を立川から追い出したのである。



私たち立川市民は、アメリカ軍が使わなくなった基地跡地を直ちに明け渡し、市民のための平和利用を進めるよう日本政府とアメリカ軍に要求した。これは日米安保条約に基づく地位協定の第2条3項に明確に定められていることである。「合衆国軍隊が使用する施設及び区域（注：基地のこ

と）は、この協定の目的のために必要でなくなったときは、いつでも日本国に返還しなければならない」



島田清作さん

それにも拘らずアメリカ軍は1977年まで返還せず、日本政府も返還を要求せずに地位協定第2条4項（a）の「合衆国軍隊が一時的に使用していないときは、自ら使用し、または日本国民に使用させることができる」という定めを根拠にして陸上自衛隊東部方面航空隊に使用させて市民要求を踏みにじり、返還後の跡地利用を自衛隊飛行場を中心としたものにするための既成事実としたのである。

自衛隊基地を新設しようとすれば、北海道の恵庭や長沼のように、自衛隊は憲法違反だという声が出てくるだろう。それを避けるために提供されている米軍基地の中に自衛隊基地を作り、米軍から返還されたらそのまま自衛隊基地を残すというずるい方策だ。おそらく沖縄の辺野古新基地もアメリカ海兵隊が移転した後は日本軍の基地として使用することを考えて、沖縄県民の反対を踏みにじって建設を強行しているとしか思えない。

一方、1956年に明け渡し請求の訴訟を起こし伊達判決の舞台のとなった滑走路の中の土地は、1976年3月青木市五郎さんの全



面勝訴となり返還を勝ち取った。20年かかったこの裁判でも地位協定が大きな障害となったのである。



【米軍基地が撤去された後の立川駅周辺の様子】米軍基地の撤去後、繁栄する立川の様子がうかがうことができる

地位協定第4条には、「合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に基地を返還するに当たって、当該基地をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代わりに日本国に補償する義務を負わない」という驚くべき定めがある。人に物を借りたら元通りにして返すというのは当たり前のことだろう。それが真逆なのだ。

青木さんは、「滑走路のまま返されても何の役にも立たない。コンクリートを剥がし元の黒土の畑にして返せ！」と主張して譲らなかつた。アメリカ軍が返す意向を示し、裁判所が明け渡しの判決を出そうとした時も青木さんは「原状回復の決定以外認めない」とねばり続け、遂に1976年3月、「①国はアメリカ合衆国軍隊から本件土地の返還を受け、原告に対し、本件土地を同地上に存するコンクリート舗床を撤去した上、畑工をもって覆土し整地して昭和

51年（1976年）7月31日限り明け渡す。②国は原告が国の土地を無償で通行する通行権を有することを認める。（注：立川市道から当該土地まで約300メートルに幅4メートルの道路を作つて提供する）」という和解を成立させた。

青木さんの遺族の方は、今も国有地の囲いに作られたゲートの鍵を開け、この畑に行って農作業を続けておられる。この土地のために米軍時代の滑走路は使えなくなり、自衛隊は西側へ210メートル移動して長さ900メートルの短い滑走路を造つて1982年以来新立川飛行場として運用している。この和解について「基地撤去を求める運動を個人の土地を返してもらうことに矮小化し、国家権力と和解したのは間違い」などというピントはずれのケチをつけた人が一部にいたが、占領軍によって一方的に収奪された土地を原状に回復して取り戻し、そのことによつて基地の機能を失わせた偉大な裁判闘争だったと私は思つてゐる。

立川基地の部隊が移住した横田基地の周辺は前にも増して騒音被害に悩まされることになつた。1976年、全国で初めて米軍機による双方被害に対する訴訟が横田基地で始められた。

その後、神奈川県の厚木基地や沖縄県の嘉手納基地、普天間基地、山口県の岩国基地などへ訴訟は広がつていつたが、どの判決においてもアメリカ軍機の飛行差し止め請求は認められず、騒音被害についての賠償だけが少額ながら認められてきている。しかし、この賠償金も地位協定第18条5項（e）ではアメリカ軍側が75%、日本側が25%負担することが定められているにも拘わらず、アメリカ軍側は日米安保条約の目的達成のために活動しているのだからアメリカ軍が賠償するべきものではないと言つて

一切負担せず、日本政府はアメリカとの信頼関係を損なうからといって一切請求もしない。そのため、全国の基地騒音訴訟では数百億円を日本政府が立て替えて住民に支払っているのが現状である。

このように、日米安保条約と地位協定、そして駐留アメリカ軍は我々住民に過大な被害を与えており、アメリカ軍はこの基地を使っている。

世界で戦争をしているのである。まさに、伊達判決が言うように、アメリカ軍基地は日本国憲法に違反し、その存在を許されざるものなのだ。

地位協定に定められていることさえ守らせようとせず、改定の要求を全くせずに60年間近く過ごしてきた日本政府は、アメリカ軍の家僕以外の何物でもないと言いたい。

大事なお知らせ

10月2日 国賠訴訟第2回公判 開廷

皆様奮ってご参加を！！

来る10月2日、東京地裁において第2回公判が開かれます。前回第1回公判では傍聴席が超満員になるほどの盛況ぶり。訴訟に対する社会的関心の高さを示すことでより裁判官に一定の圧力をかけることができました。次回の第2回公判でも引き続きこの勢いを維持して裁判官に対する圧力をかけ続けることが望まれます。そのためにも一人でも多くの方に裁判の傍聴をして頂く必要があります。

この裁判闘争を通じて私たちは“米軍=違憲”という伊達秋雄裁判長が示した不滅の黄金律を再び輝きあるものへと昇華させることを目指しています。そしてそのことは草の根運動が目指す全米軍基地の完全撤去を求める運動の法的な根拠となっています。どうか、関心を持たれた会員の方は第2回公判を直接傍聴してこの法廷闘争にご参加ください。

【日時・場所】10月2日 午後2時 東京地方裁判所 第103号法廷



砂川国家賠償裁判 第2回口頭弁論（10/2）傍聴を！

◆そもそも砂川事件とは？

砂川事件とは1957年7月、国による米軍立川基地拡張計画に基づく強制測量に抗議した学生と労働者らが基地に内に入った行為が刑事特別法違反であるとして23名が逮捕され、うち7名が起訴された事件のことです。

◆伊達判決

【砂川闘争】1959年3月30日、東京地裁・伊達秋雄裁判長は「駐留米軍が憲法9条に違反している以上、刑事特別法は憲法に違反し無効。従って全

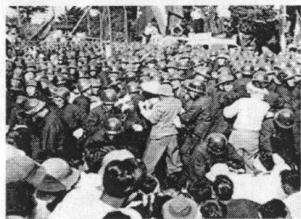


員無罪」の判決を出しました。これが有名な伊達判決です。【写真は伊達秋雄裁判長】

◆田中耕太郎

しかし、日米「安保」と称する基地居座り条約改定の協議のただなかであった政府（岸政権）は、「駐留米軍は違憲」とする同判決を問題視し、高等裁判所に審理を省略し直ちに最高裁への跳躍上告を行う異例の対応を取りました。

そして、1959年12月16日最高裁裁判長田中耕太郎は「安保条約のような高度な政治性を有するもの



は、司法審査権の対象外」としつつ、「駐留米軍は違憲ではない」という「司法審査権の対象外」の米軍について「合憲」という矛盾した判断をしました。そして「差し戻し」の判決を出しました。地裁での差し戻し審の結果、被告の有罪が確定しました。

◆裏で米国政府とつながっていた田中裁判長

しかし、驚くべきことに半世紀後の2008年にアメリカ公文書館で見つかった駐日大使の公式報告文書により、田中裁判長が砂川事件裁判

の情報をアメリカ政府に漏洩していた事実が明らかになりました。こともあろうに田中耕太郎は駐日大使に裁判期間中に裁判の進め方や伊達判決破棄の判決を出す方針をプライベートに伝えていたのです。

◆今回の訴訟内容

今回の訴訟の内容は、これに先立つ再審請求訴訟で、憲法が定める「公平な裁判所」の裁判を受ける権利を侵害された結果、有罪とされた元被告に対し、①権利侵害に対する賠償金として各人に10万円②支払わされた罰金各二千円の償還③国による謝罪広告の掲載を請求するものでした。この再審請求訴訟を通じて元被告である原告や代理人弁護士が田中の不法行為や安倍政権の違憲立法などについて批判・追求しました。しかし、各級裁判所はこれを却下。

今回、この不当判決に対して、憲法37条に違反する不公平な裁判を受けた被告たちが、国家賠償を請求することが今回の国家賠償請求訴訟です。

ぜひ、草の根の会員の皆様も奮って公判へご参加ください

矢臼別平和資料館 6月15日に開館

矢臼別平和資料館建設実行委員会は、建設に向けて、順調に工事が進み6月15日開館しました。平和資料館維持のため引き続き募金中です。

北海道東部にある大な米軍基地。それは、名称は、「陸上自衛隊別海矢臼別大演習場」と称し、米軍基地をなくす草の根運動発行の「全国米軍基地地図」42番の米軍基地です。毎年、沖縄からくる米海兵隊は、ここで演習を強行します。

地元の住民は、**自衛隊管理の米軍基地別海矢臼別大演習場**との闘い継続を決意しています。開拓地にとどまつて闘った川瀬さん（故人）の闘いの継承です。米軍専用基地、共用基地と合わせて、日本国民の税金で全てまかねわれている自衛隊管理米軍基地をなくす「全基地撤去」の闘いの強化が、全ての日本国民、都道府県民に求められています。矢臼別平和資料館の建設成功は重要です。「矢臼別を平和公園に」を掲げる矢臼別平和公園クラブも活動中です。